

令和5年9月27日
航空局国際航空課

両国間で旅客便・貨物便を運航できる枠組みを航空当局間で設定 ～ 日・ルクセンブルク航空当局間協議 結果 ～

9月26日（火）、東京において、日本とルクセンブルクとの航空当局間協議を実施した結果、以下のとおり一致しました。

今般の協議の結果、双方の航空会社による旅客便・貨物便の運航が可能となる航空当局間の枠組みが設定され、今後、両国間での交流の拡大が期待されます。

■開催概要

日時・場所：令和5年9月26日（火） 於：東京

出席者：（日本側）高橋 徹 航空局国際航空課長 ほか

（ルクセンブルク側）チャールズ・クライン 交通・公共事業省航空局経済・国際関係担当課長 ほか

■協議結果概要

- （1） 旅客便について、空港容量に制約のある羽田空港を除き、日・ルクセンブルク両国間の路線及び便数の制約をなくすオープンスカイの枠組みを航空当局間で設定する。
- （2） 貨物便について、日・ルクセンブルク双方の航空会社が、ルクセンブルクと成田空港の間で週2便ずつ、ルクセンブルクと関西空港、小松空港の間では便数に制限なく運航できる枠組みを航空当局間で設定する。

<問合せ先> 航空局 航空ネットワーク部 国際航空課

担当：大島、齋藤

電話：03-5253-8111（内線：49-104、49-162）

メール：hqt-jcab-iatd-info[@]gxb.mlit.go.jp

※ 働き方改革の観点から、定時時間（9:30-18:15）外のお問合せは、メールでお願いします。夜間のメールは、原則として、翌営業日に確認します。

※ [@]を@に変えて送信してください。